

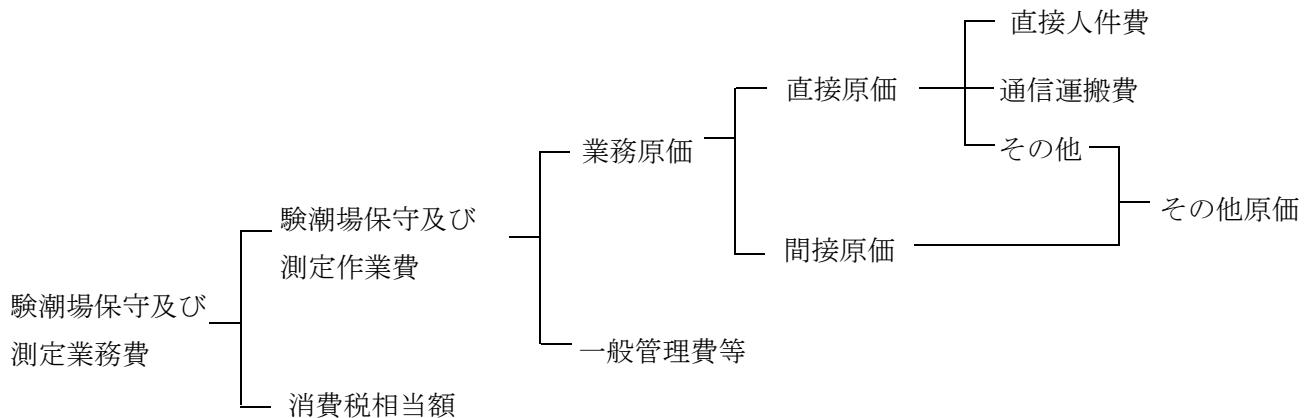
験潮場保守及び測定業務積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、験潮場保守及び測定業務に適用する。

2. 験潮場保守及び測定業務費

(1) 構成



(2) 構成費目の内容

- ① 直接人件費：業務に従事する者の人件費。
- ② 通信運搬費：電話使用及び書類郵送に直接要する費用。
- ③ その他原価：間接原価及び直接原価（積上計上するものを除く）からなる。
 - (i) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費の内、積上計上が困難な経費とする。
 - (ii) 間接原価

間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接経費以外のもので、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。
- ④ 一般管理費：業務を処理する経費等のうち、直接原価、間接原価以外の経費。
- ⑤ 消費税相当額：消費税相当分とする。

3. 積算方法

次の方法によって積算するものとする。

(1) 験潮場保守及び測定業務費

$$\begin{aligned} \text{験潮場保守及び測定業務費} &= (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他の原価}) \\ &+ (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= (\text{直接作業費}) + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= (\text{験潮場保守及び測定作業費}) \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$$

(2) 直接経費

電話使用及び書類郵送に要する費用を実費により計上する。

(3) その他の原価

その他の原価は、次の式により算定して得た額とするものとする。

$$(\text{その他の原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価(直接経費の積み上げ部分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(4) 一般管理費等

一般管理費等は、次の式により算定して得た額とするものとする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(5) その他

この基準に定めのないものは設計業務等標準積算基準書および測量業務等積算資料(基本測量)を準用する。

標準歩掛

験潮場保守及び測定業務(井戸内比重測定あり)

定期保守 12回/年 臨時保守 10回/年

作業量	作業工程	所要日数					内外業の別	編成					計	延人日数					計		
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			
1業務当たり (井戸内比重測定あり)	定期保守					2.9	外					1	1						2.9	2.9	
	臨時保守					1.3	外					1	1						1.3	1.3	
	内訳	内業計																			
		外業計					4.2													4.2	4.2
	合計					4.2													4.2	4.2	

- 備考
1. 打合せが必要な場合は、保守実施時に電話等で行う。
 2. 験潮場保守及び測定業務は、精度管理係数の対象としない。
 3. 験潮場保守及び測定業務は、変化率を適用しない。
 4. 験潮場保守及び測定業務は、安全費率を適用しない。

標準歩掛

験潮場保守及び測定業務(井戸内比重測定なし)

定期保守 12回/年 臨時保守 10回/年

作業量	作業工程	所要日数					内外業の別	編成					計	延人日数					計	
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		
1業務当たり (井戸内比重測定なし)	定期保守					2.8	外					1	1					2.8	2.8	
	臨時保守					1.3	外					1	1					1.3	1.3	
	内訳	内業計																		
		外業計					4.1												4.1	4.1
	合計					4.1												4.1	4.1	

- 備考
1. 打合せが必要な場合は、保守実施時に電話等で行う。
 2. 験潮場保守及び測定業務は、精度管理係数の対象としない。
 3. 験潮場保守及び測定業務は、変化率を適用しない。
 4. 験潮場保守及び測定業務は、安全費率を適用しない。